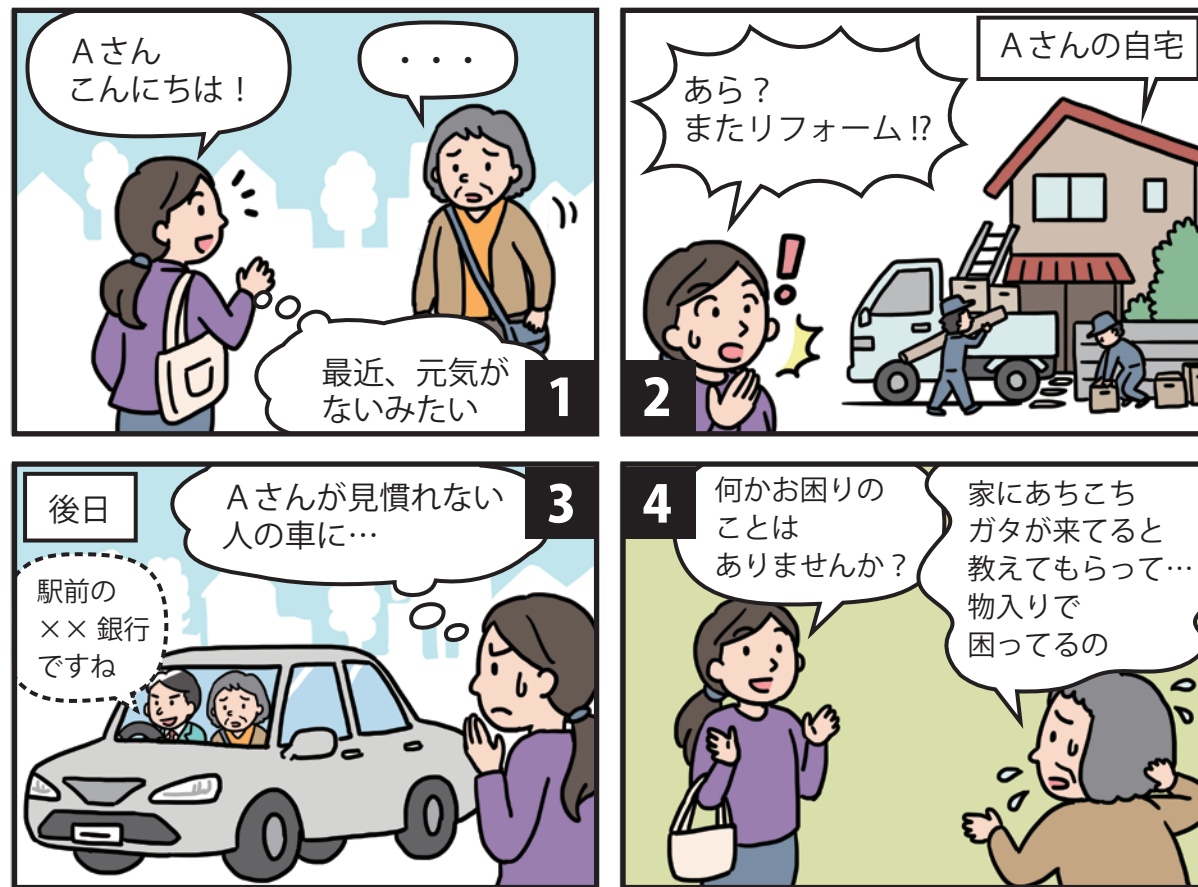


工事の車が 出入りしているの を見掛けて



事例の概要

—民生委員の気付き—

近所のAさんは一人暮らしです。気さくで楽しい方でしたが、今は物忘れがあるようです。最近道で会ったと、ぼんやりした様子で元気ありません。

Aさんの自宅前に工事の小型トラックが頻繁に止まっていることがありました。それほど古い築年数ではないので、心配になり声を掛けたところ、あちこちリフォームが必要だと業者に言われ、高額な費用を支払っているとのことでした。営業マン風の男性と車に乗って出掛けるのを見掛けました。後から聞くと、金融機関にお金を下ろしに行き、代金を支払ってしまったとのことでした。不必要な工事のように思うのですが、どうしたらいいのでしょうか。

気付きのポイントとトラブルの特徴

気付きのポイント

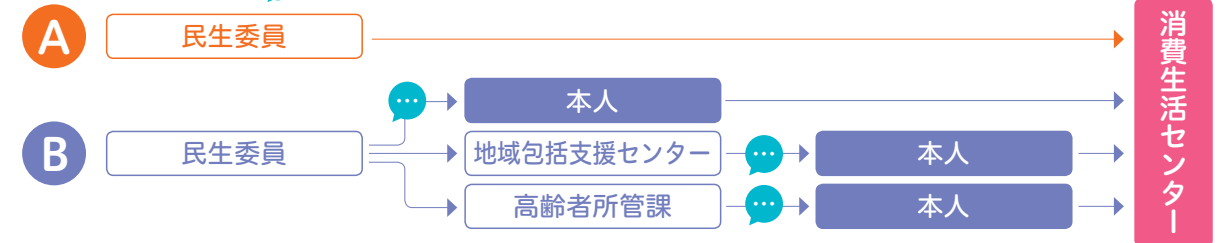
- ・見慣れない車が止まっている。
- ・作業員が頻繁に出入りするなど、工事が続いている。
- ・足場が組まれたり、養生が張られたりしている。

トラブルの特徴

工事業者が、「近所で工事しているので御挨拶に来た。」「無料点検をする。」などと言って訪問し、点検後、「このままでは大変なことになる。」などと不安をあおり、高額なリフォーム工事の勧誘をされます。一箇所の工事が終了すると、別の箇所も必要だと勧誘されて、次々とリフォーム工事の契約を締結させられることもあります。また、火災保険を使えば無料で修理ができると勧誘し、実際は高額な住宅修理工事契約をする場合も見受けられます。マンション等の集合住宅の場合、水回り中心の工事が行われることがあります。外から分かりにくいことが多いですが、工事の車の出入りや資材の搬入等で気付くことがあります。

関係者の連携（A：地域協議会あり、B：地域協議会なし）

● 本人に消費生活センターへの相談を促す。必要に応じて一緒に相談する。



消費生活センターに相談したら

契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。

また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解決できる場合があるので、速やかに相談してください。例えば、「このままだと家が潰れる。」などと嘘を告げられて契約した場合、契約の取消しが可能なこともあります。

▶見守る方へアドバイス

一度契約をすると、その後も次々と工事を勧められ、不要なリフォームを繰り返した結果、高額な被害になる事例もあるので、周囲の方々の見守りが大切です。また、リフォームをする際は、複数の事業者に見積りを取るなど慎重な対応が必要なため、周囲の方々からの情報提供やサポートが必要な場合もあります。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ ☎ 188



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターヤン